

第22回 市民まちづくり連続講座 in 明石

これでいいのか！市庁舎建て替えの進め方 Part2

「市民まちづくり連続講座 in 明石」の22回目は4月25日(土)、新庁舎整備計画を再び取り上げ、3月議会で報告、了承されようとしている「基本計画」の経緯や中身について、市民から見た妥当性を検証します。

新庁舎建設計画は、昨年10月15日に市議会が「現在地建て替えの早期推進」を全員一致で決議したのを受けて、12月議会に基本計画素案を提出。同時にパブリックコメントを実施するとともに1月中・下旬に市民説明会を5回開催しました。市はこの2つの手順を「市民参画手続き」として、市民から寄せられた意見と市の考え方を1ページ半の一覧表にして3月9日の新庁舎特別委員会に報告。素案に挙げた新庁舎の配置計画のB案を採用することなどを盛り込んだ基本計画案を報告しました。委員会は約50分の質疑を経て、全員一致で基本設計費などを可決、基本計画を了承しました。

4月25日の講座では、こうした経緯や計画案の中身と問題点などを報告して、建て替え計画の進め方や計画の中身について市民の目線から討論します。多数の皆さんのご参集を期待しています。

第22回 市民まちづくり連続講座 in 明石

日時 2020年4月25日(土) 午後1時30分～4時30分

会場 ウィズあかし8階 市民活動支援センター・スペースA&B (アスパア明石8階)

テーマ 討論集会「これでいいのか！新庁舎建て替えの進め方」

※資料代300円。事前申し込みは不要。どなたでも参加できます。当日会場にお越しください。

立体駐車場跡に高層庁舎建設、敷地の売却は中止 「市民参画」はいぜん不透明

基本計画案を市議会委員会は承認・可決 80件におよぶ市民意見はほとんど審議、検証されず

基本計画では、市民からの意見が多かった「まちのシンボルと憩い、交流の場の創出」を整備方針に追加し、「市民が気軽に訪れ快適に過ごすことができる開かれた空間づくり」を盛り込んだ。また、配置計画では立体駐車場跡に建設するB案を採用し、素案では敷地の半分を民間に売却することになっていたのを白紙に戻し、市が保有したままで活用する方針に転換した。

設計者の選定は、「設計変更しやすい技術提案(プロポーザル)方式」を採用し、学識経験者(地域政策、地域経済、都市防災、建築計画)等も含めた設計者選定委員会を設置するとしている。

市民参画については、基本計画の策定までは結局「パブリックコメント」の募集と「市民説明会」だけに終わったが、今後についても「パブコメ」と説明会にとどま

り、議員からも指摘されたWS(ワークショップ)や選定委員会等への障がい当事者や市民の参加も今後の検討課題とすることとなり、市民参画=意見聴取の域を出ていない。

パブコメ意見の一覧 広報せずHPにアップのみ

基本計画素案についてのパブリックコメントは、18人から寄せられた意見を担当課が80項目に整理して、それぞれについて「市の考え方」をつけて市のHPにアップされたが、そのことが一切広報されないまま事務的にアップしただけで、9日の特別委の報告資料の中でアップしたことを記載するにとどまっている。このため、委員会審議の中では市民の意見に触れた質問や意見はなかった。

住民投票条例、10年ぶりの成立なるか！

総務常任委員会では4会派の賛成で可決、署名数要件が焦点

住民投票条例は明石市が2010年4月に施行した自治基本条例にその制定を明記しながら、10年間未制定のまま放置されてきました。

2013年8月には条例検討委員会を諮問機関としては異例の条例により設置し、委員会は2014年9月に答申しました。市は同年12月市議会に条例案を提案しようとしたのですが、在住外国人への投票権付与をめぐって反対する動きもあって1年先送りし、翌年10月に答申通りの条例素案をパブリックコメントに付したあと同12月市議会に提案しました。

ところが、提案の直前に最も重要な「署名数要件」を理由の説明がないまま、よりハードルの高い「6分の1」に改ざんしたため、これに反対する議員や在住外国人の投票権付与に反対する双方の議員が呉越同舟する形で全会一致で否決されました。

こうした経緯を経て10年間“違憲状態”が続いてきたため、市は今回ようやく再提案しました。提案にあたって市は、答申の重要4項目のうち署名数要件など3項目は答申通りにしましたが、前回の否決に配慮し在住外国人への投票権付与を外して提案しました。

自民党真誠会と公明党は「署名数要件6分の1」など請求ハードル高める主張

3月3日開かれた総務常任委員会では、自民党真誠会の穂原成人議員が「署名数要件は6分の1を譲れない。投票率が50%以上ないと開票しないという条項も必要だ」を主張し反対。公明党の松井久美子議員も「署名数要件は6分の1、開票条件は50%以上。署名の押印は必要、署名収集期間も1か月でよい。在住外国人にも投票権を与えるべきだ」と主張し、条例案に反対しました。

これに対し、共産党、フォーラム明石、維新の会、未来明石の4会派は条例案に賛成する意思表示をしました。共産党の辻本達也議員は「唯一の拠り所は検討委員会の答申だ。制定後長期にわたって制定されていないのは良くない」。フォーラム明石の林丸美議員は「答申を尊重し賛成。在住外国人を外したのは良くないが、ひとまず制定した後に改正していけば良い」。維新の会の筒泉寿一議員は「在住外国人の投票受け入れには反対の立場だが、条例案には賛成」。未来明石の丸谷聡子議員は「検討委員会答申は議会が可決して諮問した委員会の答申で、重い。検討委員会には議員経験者も2名入っており、尊重すべきだ。署名数要件は8分の1でも高いぐらいだ。在住外国人の投票権は今後の課題としたい」と賛成しました。

住民投票条例検討委員会の答申 主要4項目

- ①請求に必要な署名数要件 有権者数の8分の1
- ②投票資格 18歳以上の住民。在住外国人含む
- ③署名の収集期間は2ヵ月
- ④署名簿への署名に押印は不要

反対2会派は議会では多数派！23日の本会議では“逆転否決”か？

条例案は3月23日（月）の最終本会議で採決されますが、委員会では少数派だった2会派は本会議では自民党真誠会（11人）公明党（6人）と計17人の多数派になります（定数30）。したがって、このまま採決に持ち込まれると「逆転否決」になる可能性が濃厚です。

3日の委員会では、共産党の辻本議員が「賛成できない会派もある中で、修正し再提案する考えはないか」と

市に質しましたが、総務局長は「8分の1の署名数要件は約3万1400人に当たる、大変ハードルの高い数字だ。これ以上（ハードルを）上げる選択肢はあり得ない。最近の選挙投票率からみても、これ以上請求のハードルを高くするのは無理がある」と修正する意思がないことを明言しています。

23日午後3時からの本会議を多数で傍聴しましょう。

市民まちづくり連続講座 in 明石 今後の講座開催計画

回	日時	テーマと内容	会場
21	3月14日(土)	究極の市民参画// 住民投票条例はどうなった？	ウイズあかし8階
22	4月25日(土)	討論集会「これでいいのか！市庁舎建て替えの進め方」	ウイズあかし8階
23	5月17日(日)	農業振興地域つぶす「JR新幹線車両基地」の計画	ウイズあかし8階
24	6月に予定	SDGsって何??	